岸和田市屋内プール整備基本構想

令和6（2024）年8月

岸和田市教育委員会・岸和田市

目 次

第1章 策定の趣旨、位置付け 1

第2章 市民プール等や学校水泳授業の現状と課題等 3
1 市民プール等の現状と課題 3
2 学校水泳授業の現状と課題 7
3 市民意識調査結果 8
4 屋内プール整備の必要性 9

第3章 屋内プールに必要な機能及び規模等の検討 11
1 サウンディング型市場調査結果 11
2 学校水泳授業の実施シミュレーション 12

第4章 屋内プール整備構想 15
1 基本方針 15
2 コンセプト 15
3 主な機能と規模 17
4 候補地 18

第5章 屋内プールの整備に向けて 21
1 事業手法の比較 21
2 事業手法の選定 25
3 今後の事業スケジュール 25

第1章　策定の趣旨、位置付け

本市は、市民プール、学校プール、中央公園内のプール（以下「市民プール等」という。）といった各目的に応じた機能を有するプールを順次設置し、運営してきました。

しかし、現在、市民プール 9 か所、学校プール3か所と中央公園内のプール（以下「中央公園プール」という。）のほぼ全てが築 40 年以上を経過し、ろ過機やプールサイドの劣化等、老朽化の進行により、緊急修繕等の費用が嵩んできており、適正な管理・運営や安全性を確保するためのコストの負担が大きくなっています。

このような状況を踏まえ、本市では、令和3（2021）年3月に岸和田市立社会体育施設再編基本方針を策定し、今後の市民プール等の再編に対する考え方として、「一般利用者については、全市域的施設である中央公園プールに集約するとともに、学校水泳授業については、屋内プールで水泳授業を行う民間委託を推進していく。また、これらの措置を講じつつ、既存の 12 の市民プールは順次廃止する。」こととしました。

その後、検討を進める中で、全ての学校水泳授業を市内や近隣市町の民間事業者に委託することは困難で、将来にわたって安定的・継続的に学校水泳授業を実施することができる場を確保する必要があると判断しました。これに加え、市民が安心・安全に水に親しむ機会の確保等が必要であると考え、令和6（2024）年2月に屋内プール整備方針を策定し、「学校水泳授業は屋内プールの活用及び民間委託の併用により実施し、一般利用（団体等の専用使用を含む）は屋内プールを活用する。また、屋内プールの整備までは、原則として朝陽・浜・桜台・太田・八木北の5プール及び中央公園プールを供用し、屋内プールの供用開始後に、岸和田市立社会体育施設再編基本方針に基づき既存市民プールは順次廃止する。」こととしました。

本基本構想は、屋内プール整備方針を踏まえ、屋内プールの整備に関する基本方針やコンセプト、事業方式等を定めるために策定するものです。

基本構想の趣旨・位置付け

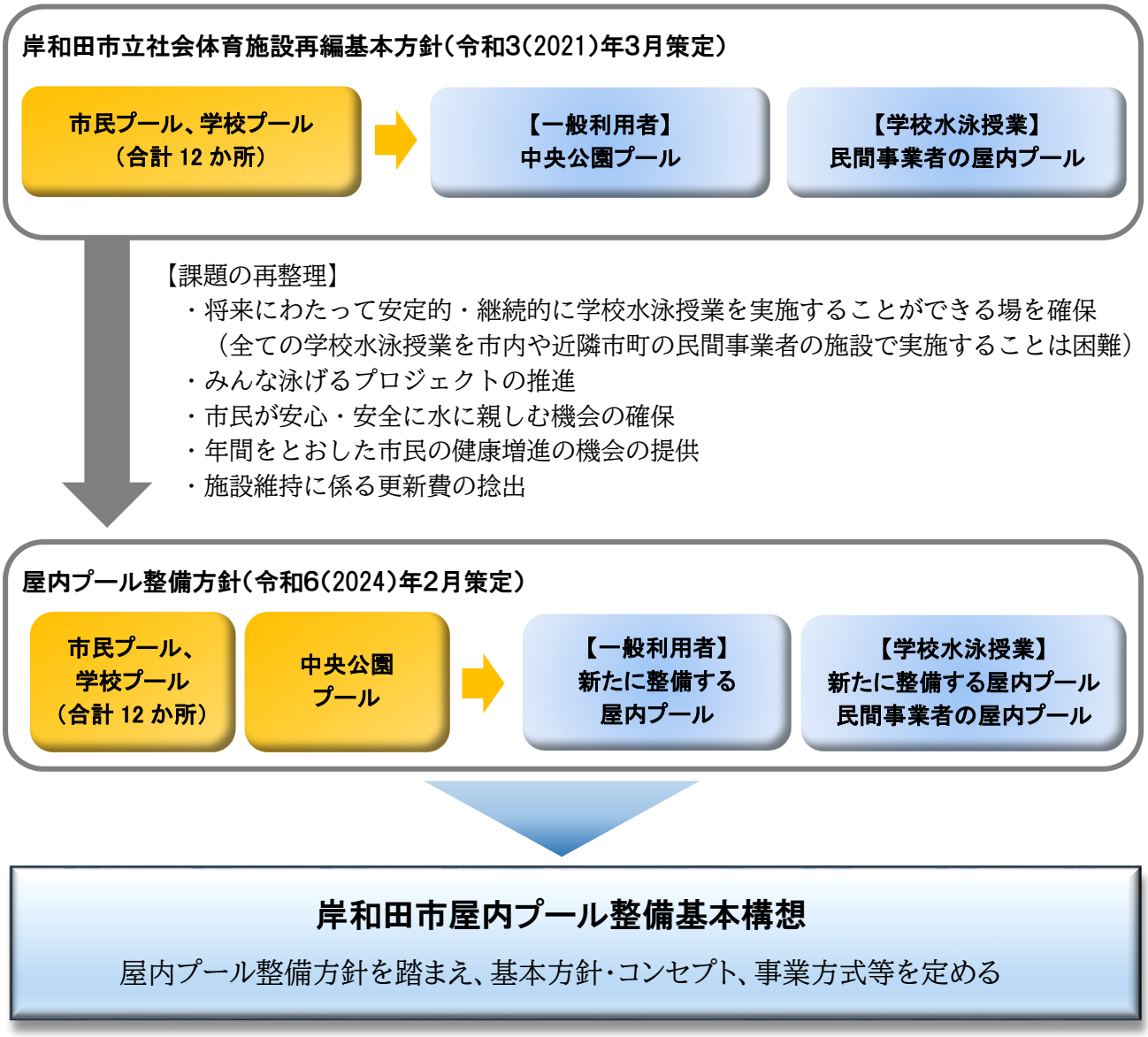

第2章 市民プール等や学校水泳授業の現状と課題等

1 市民プール等の現状と課題

(1)施設の概要

市民プールは、広く市民の、特に青少年の心身の向上を図ることを目的 として、高度経済成長期を迎えて人口が急増した昭和 30 年代後半(1960 年代前半)から順次設置されました。市民に開放している学校プールとあわせて、市内に 12 か所設置されており、長年にわたり市民の一般利用や子ども会等の団体使用、また学校水泳授業、幼稚園・保育園・認定こども園(以下「幼稚園等」という。)のプール活動・水遊び、夏休みに実施される初心者水泳教室、岸和田市水練学校に利用されてきました。

中央公園プールは、市民の遊戯・レクリエーション(都市公園の効用)のために、昭和 58(1983)年に設置され、多くの市民に利用されてきました。

市民プール等概要

	市民プール・学校プール	中央公園プール
設置目的 ・主用途	【設置目的】 ○ 市民特に青少年の心身の向上 ※岸和田市民プール条例第2条 【主用途】 ○ 市民の一般利用 ○ 子ども会等の団体使用 ○ 学校水泳授業 ○ 幼稚園等のプール活動・水遊び ○ 市事業(初心者水泳教室、水練学校)	市民の遊戯・レクリエーション (都市公園の効用)
設置数	○ 市民プール(9か所) ○ 学校プール(市民開放実施)(3か所)	1か所
設置年	昭和 30 年代後半(1960 年代前半)から順次設置	昭和 58(1983)年

市民プール等一覧表

施　設　名		位　　置	竣工又は供用開始	主な施設
市民プール	野　田　プ ー ル	野田町２丁目 20 番 18 号	S37．7．1	50m×9 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	葛　城　　〃	土生町 211 番地	S38．8．5	25m×6 ｺｰｽ
	山　滝　　〃	内畑町 204 番地	S39．7.16	25m×6 ｺｰｽ
	春　木　　〃	八幡町 13 番 81 号	S41．7．1	25m×8 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	朝　陽　　〃	臨海町 21 番地の１	S42．7.10	25m×7 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	浜　　〃	大手町 13 番 35 号	S43．3.31	25m×6 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	今　木　　〃	東大路町 208 番地	S44．3.31	25m×7 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	城　北　　〃	吉井町１丁目 16 番 18 号	S48．9．9	25m×8 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
	山直北　　〃	三田町 1043 番地の２	S48．7．7	25m×6 ｺｰｽ 幼児用ﾌﾟｰﾙ
学校プール（市民開放）	桜　台 中学校プール	下松町 1255 番地	S55．6.19	25m×7 ｺｰｽ 養護用ﾌﾟｰﾙ
	太　田 小学校プール	畑町３丁目 12 番１号	S58．6.15	25m×7 ｺｰｽ 養護用ﾌﾟｰﾙ
	八木北 小学校プール	下池田町３丁目６番４号	S62．7．1	25m×6 ｺｰｽ 養護用ﾌﾟｰﾙ
公園施設	中央公園プール	西之内町８番地	S58．3.31	ｽﾀﾝﾄﾞ付 50mﾌﾟｰﾙ
				流水プール・幼児用ﾌﾟｰﾙ

(2)老朽化

①築年数

昭和30年代後半、昭和40年代(1960年代、1970 年代前半)に市民プール等の多くが設置されています。築年数別にみると、令和6(2024)年時点で、築 60年以上が3か所、築 50～59 年が6か所、築 40～49 年が3か所、築 30～39 年が1か所となっています。ほぼ全ての施設が築 40 年以上を経過し、施設の老朽化が進行しています。

市民プール等一覧表(築年数別)

築 60 年以上		築 50～59 年		築 40～49 年		築 30～39 年	
施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
野田プール	昭和 37 年	春木プール	昭和 41 年	桜台プール	昭和 55 年	八木北プール	昭和 62 年
葛城プール	昭和 38 年	朝陽プール	昭和 42 年	太田プール	昭和 58 年		
山滝プール	昭和 39 年	浜プール	昭和 43 年	中央公園プール	昭和 58 年		
		今木プール	昭和 44 年				
		山直北プール	昭和 48 年				
		城北プール	昭和 48 年				

②維持管理費 (工事費・修繕費)

近年、本市の市民プール等については、ろ過機やプールサイドの劣化、プール槽からの漏水等、老朽化が原因で、緊急修繕等の費用が嵩んできており、十分な修繕対応ができない状況となっています。令和6(2024)年度は、利用者の安全を最優先に考え、市民プール、学校プール(計 12 か所)のうち7か所を休止することとしました。

近年の維持管理費(工事費・修繕費)は下表のとおりで、市民プール、学校プールは年平均で約 1,100 万円、中央公園プールは約 510 万円となっています。ただし、前述のとおり、近年は十分な修繕対応ができていないことから、必要な修繕をしていたとすると費用は更にかかることが想定され、施設維持に係る費用の捻出が課題となっています。

維持管理費(工事費・修繕費)

単位：円

	R４	R３	R２	R１	H30	H29	H28	H28～R４平均
市民プール、学校プール※1	3,883,998	3,977,143	7,106,330	24,981,769	6,307,759	20,085,111	10,368,656	10,958,681
中央公園プール※2	0	0	0	3,596,400	6,460,035	4,888,080	20,572,920	5,073,919
合　計	3,883,998	3,977,143	7,106,330	28,578,769	12,767,794	24,973,191	30,941,576	16,032,600

※1　市民プール管理事業の決算額から算出

※2　指定管理者が負担することとなっている「50 万円以下の修繕」に要する費用は含んでいない

(3)利用者数等

市民プール、学校プールの利用者総数は減少傾向にあり、平成 16(2004)年度の 106,680 人に対し、令和5(2023)年度は 26,705 人となっており、直近 20 年で約 74%減少しています。個人利用者(一般利用者)に限ると、43,844 人に対し 6,567 人と、実に約 82%減少しています。

中央公園プールについては、平成 29(2017)年度までは概ね 50,000～56,000 人の間を推移していましたが、その後減少傾向に転じ、令和5年(2023)度は 31,691 人と、ピーク時の平成 24(2012)年度と比較して約 44%減少しています。

スポーツ・レジャーの多様化や少子化による児童・生徒等の減少に加え、紫外線による健康面への影響や近年の酷暑による熱中症の増加等が利用者減少の要因と考えられます。市民が安心・安全に水に親しむための施設整備や利用者数に応じた適切な施設数への転換が求められています。

また、現在の市民プール等の利用者は親子連れや子どもが多い一方で、酷暑での運動が体力的により困難となる高齢者の利用は少なく、利用する世代に偏りが生じています。

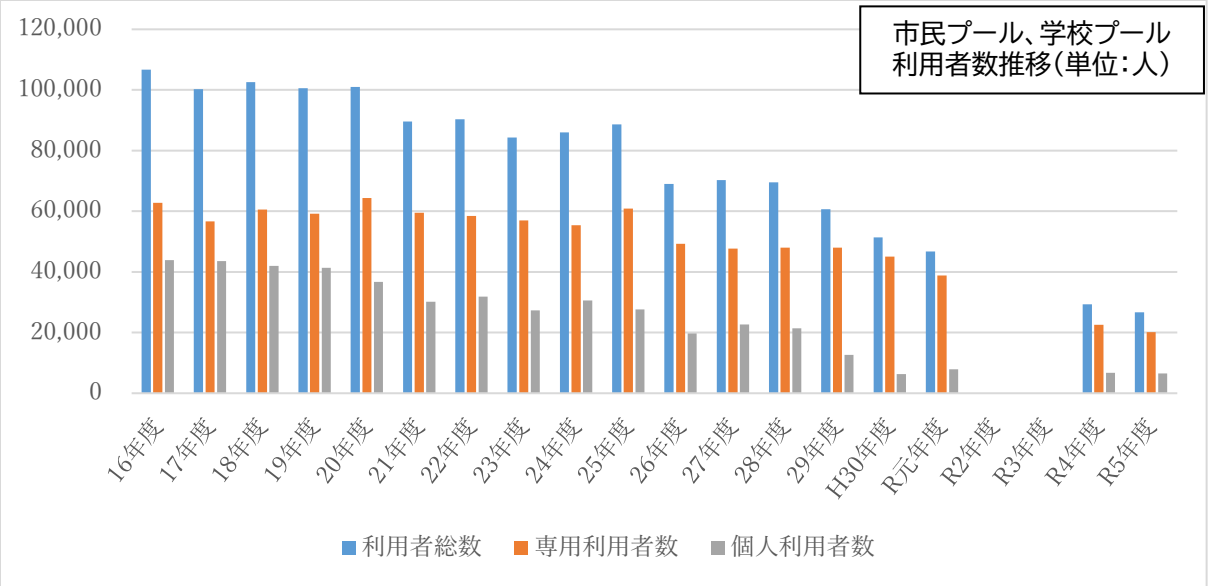

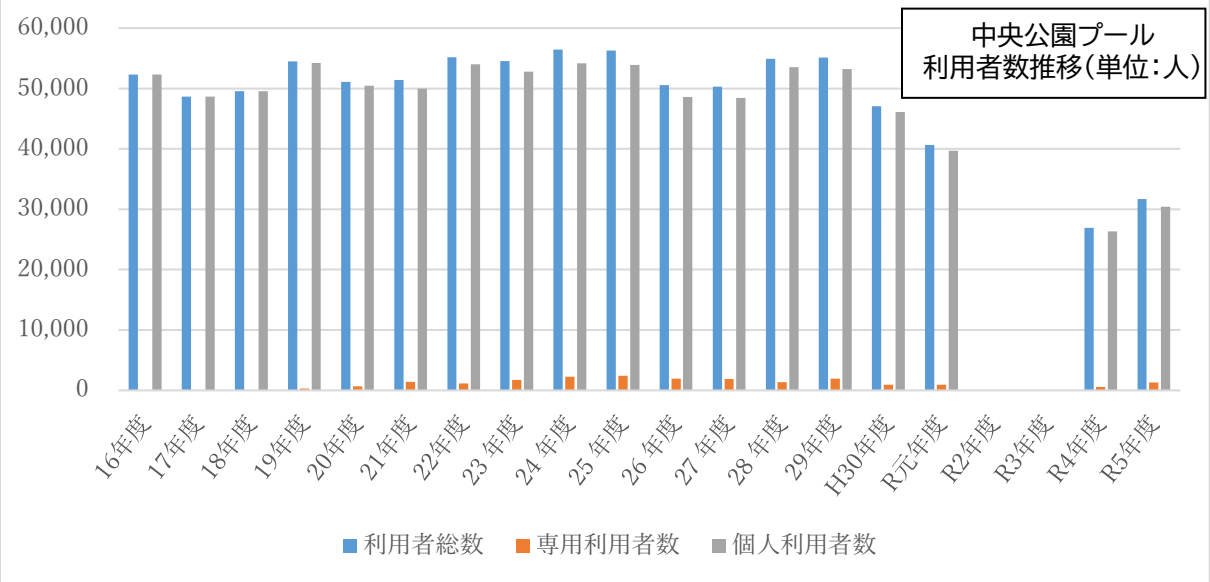

※平成30(2018)年度以降、「専用使用のみ」や「休止」の市民プールあり
(H30:4か所、R1:3か所、R4:4か所、R5:6か所)
※中央公園プールについて、平成 18(2006)年度以前の専用使用のデータ無し

2 学校水泳授業の現状と課題

市民プール等で実施されている学校水泳授業は、屋外での実施のため天候に左右されやすく、計画どおりの授業の実施が困難となっています。さらに、紫外線や熱中症等の健康リスクが懸念されます。

本市では、令和4（2022）年度から、一部の小中学校の水泳授業と幼稚園のプール活動・水遊びを民間事業者に委託し、屋内プールで実施しています。民間事業者への水泳授業の委託は、天候に左右されない安定的な授業の実施、健康リスクの回避や専門インストラクターの指導による児童・生徒の泳力向上といった効果が得られ、「みんな泳げるプロジェクト」の推進にも資することに加え、教職員の負担軽減にもつながるため、本市では今後民間事業者委託を拡大する方針です。しかし、市内及び近隣市町の民間事業者の受入キャパシティー等を確認したところ、本市の全ての水泳授業を民間事業者に委託することは困難であることがわかっています。

3 市民意識調査結果

令和4(2022)年度に実施した「岸和田市スポーツに関する市民意識調査」において、「市内の既存公共スポーツ施設のほか、どのような施設があれば良いと思うか(自由記述(回答選択肢なし))」と聞いたところ、「屋内プール」と回答した市民が全体の 6.9%と最も高い割合となりました。

なお、平成 28(2016)年度に実施した「岸和田市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査」でも同じ質問をしており、令和4(2022)年度と同様に「屋内プール」と回答した市民の割合が最も高く、全体の 4.2%でした。

平成 28(2016)年度と令和4(2022)年度の結果から、屋内プールを望む市民の割合が増加傾向にあることがわかります。

問 20　あなたは問 19 の施設のほか、どこにどのような施設があればいいと思いますか？

●「屋内プール」や「体育館」、「ジム」などの要望が高い

既存施設の他にどのような施設があればいいと思うか聞いたところ、「屋内プール」が 6.9%と最も多く、次いで「体育館」（3.2%）、「ジム」（3.0%）、「公園」及び「多目的スポーツ広場」（ともに 1.8%）とつづく。

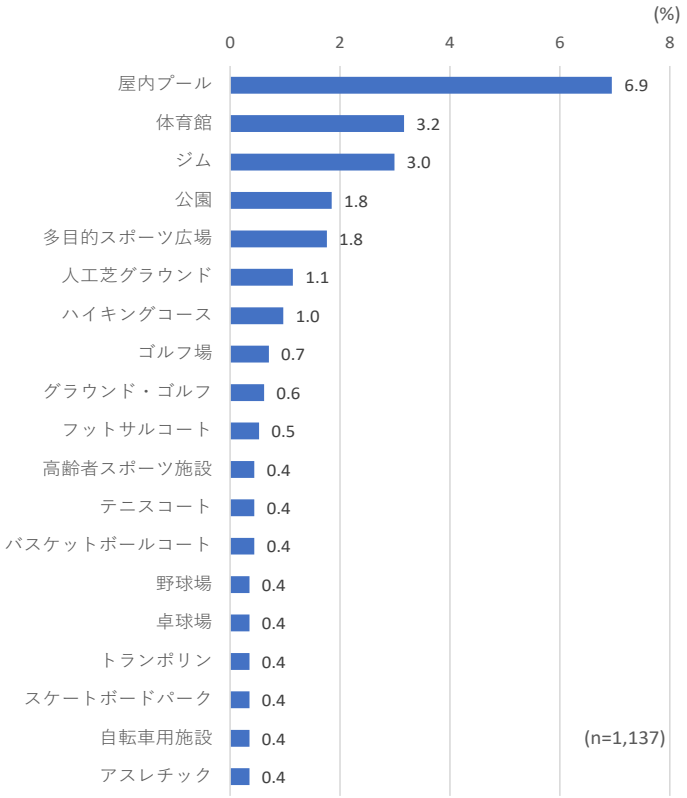

出所：令和4年度岸和田市スポーツに関する市民意識調査

4 屋内プール整備の必要性

「1 市民プール等の現状と課題」、「2 学校水泳授業の現状と課題」、「3 市民意識調査結果」で整理した現状と課題をまとめると次のとおりとなります。また、屋内プール整備方針で示したとおり、これらの課題の対応策として全天候型屋内プールの整備が必要です。

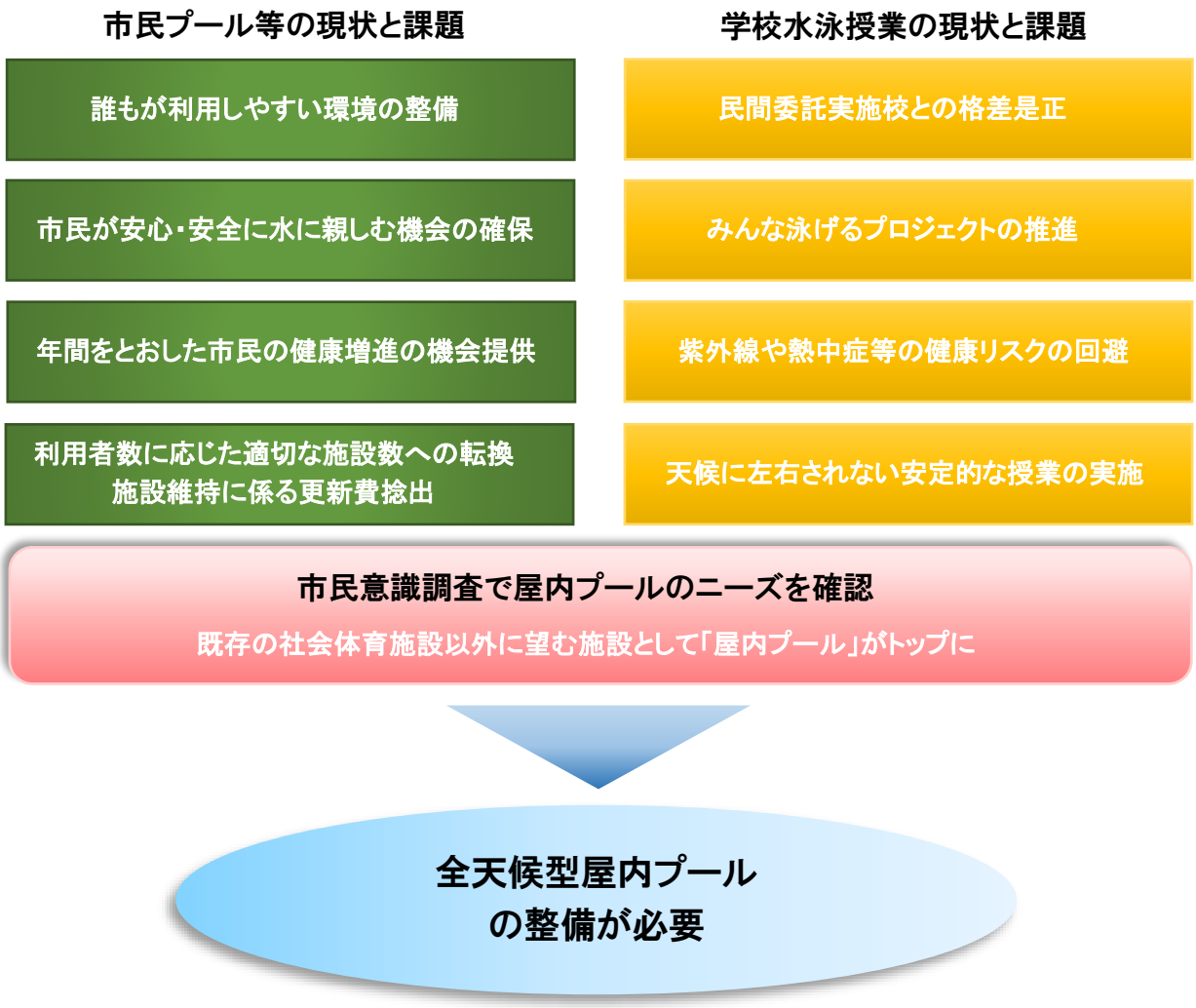

第3章　屋内プールに必要な機能及び規模等の検討

1 サウンディング型市場調査結果

屋内プールの整備を進めるにあたり、民間活力を最大限に活用し、より幅広い視点、分野における事業手法等を調査し、今後の事業計画等に反映するため、令和5（2023）年度にサウンディング型市場調査を実施しました。

市民の心身の向上・健康増進を図るとともに、学校水泳授業の円滑な実施に向けて、市が求める要件や必要と考える機能等を提示したうえで、必要な諸室及び設備、規模、運営上の課題や改善案等に関する意見や提案を民間事業者に求めたところ、次のような意見等がありました。

（1）サウンディング型市場調査への参加団体

10団体

（2）サウンディング型市場調査の結果概要

①メイン及び幼児プールの施設規模等について

学校水泳授業を前提とし、必要な規模や維持管理面における効率性を勘案すると、メインプールは25mプールで、7～10レーンが規模的に妥当との意見がありました。また、水深の浅い幼児、子ども用プールの整備や、夏季限定でバルーン型スライダーなど遊戯機能についての提案がありました。これらを踏まえ、施設全体の規模として、「2,850 ㎡」や「3,000 ㎡程度」との提案がありました。

②学校水泳授業の受託について

水泳インストラクターによる水泳指導内容や学校からのバス送迎、冬場の寒さ対策としてジャグジーや採暖室の必要性等について意見等がありました。

③その他の意見等

・魅力を高める施設の併設
・屋外温水プールの整備
・PPA※事業（太陽光発電）導入による環境負荷低減
・今後の物価高騰や変動リスクが高い光熱水費に対する補填等
・市民サービス性や収益性の観点から、学校水泳授業と市民の同時利用の必要性　　等

※PPA
企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を電気事業者が借りて、無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体が利用するものです。電力購入契約を締結することからPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）と呼ばれています。

2 学校水泳授業の実施シミュレーション

屋内プールは学校水泳授業の実施と市民の利用を前提としています。市民サービス性や収益性の観点から、学校水泳授業を実施したうえで市民の同時利用も可能となるよう、25mプールのレーン数の検証や授業実施のシミュレーションをする必要があります。そこで、次のとおり条件を設定し、シミュレーションを行いました。

(1)シミュレーションの前提条件

①必要となる授業時間(コマ)数の考え方

■対象となる小中学校

令和6(2024)年度時点で民間事業者に学校水泳授業を委託していない小中学校
(具体的な小中学校名は、次ページの表に記載)
※幼稚園は主に幼児プールの利用を想定しているため、本シミュレーションの対象としません。

■対象となる学年、回数等

令和6(2024)年度学校水泳授業の委託内容と同様の「対象学年」、「時間(1回あたりの)」、「回数」

・小学校 (@ 90 分×4 回) 全学年対象
・中学校 (@100 分×2 回) 1、2年生対象

■実施単位及び必要なレーン数

令和6(2024)年度時点で民間事業者に学校水泳授業を委託していない小中学校の各学年の児童・生徒数をみると、「1学年あたりのクラス数が3クラス以下」が大半を占めています。そのため、3クラス(上限 105 名又は 120 名)同時に授業を実施することができれば、ほとんどの学校・学年において、学年単位での実施が可能となります。

学年単位での授業とクラス単位での授業を比較すると、引率する教職員の人数が多くなり、児童・生徒の安全管理上のメリット等があります。

以上を踏まえ、同時に授業を実施することができるクラス数の上限を「3クラス(上限 105 名又は 120 名)」と設定し、4クラス以上の学年については、2グループにわけて別日時に水泳授業を実施するという前提でシミュレーションします。

【25mプールのレーン数の検証】
・3クラス(上限 105 名又は 120 名)を受け入れることができるレーン数について、令和6(2024)年度学校水泳授業の民間委託の仕様書で規定している「1グループの児童・生徒・園児数は 20 人程度」と同様の条件を前提とすると、5 レーン必要となります。
・学校水泳授業の実施により市民が利用できない時間帯を発生させないためには、合計で8レーンが必要となります(学校水泳授業で最大 5 レーン、市民 2 レーン、学校水泳授業と市民の間に1レーン)。

②授業実施可能時間(コマ)数の考え方

・令和6(2024)年度学校水泳授業の民間委託の実績を踏まえ、1日3コマ(午前2コマ、午後1コマ)の水泳授業の実施を可能と設定します。

・学校行事、休暇等を勘案し、6月第4週目から2月末までの期間のうち、土・日・祝日・長期休暇及びその前後を除いた日を授業実施可能日とし、令和6(2024)年度のカレンダーをもとに日数を計算します。

・「授業実施可能日数×3コマ」を「授業実施可能時間(コマ)数」としてシミュレーションします。

(2)シミュレーション結果

①必要となる授業時間(コマ)数

小中学校で計 316 コマ

・10 小学校で 272 コマ　必要数 68 コマ×4回＝272 コマ(@ 90 分×4 回)

・5中学校で 44 コマ　必要数 22 コマ×2回＝ 44 コマ(@100 分×2 回)

②授業実施可能時間(コマ)数

354 コマ(118 日×3コマ)

③シミュレーション結果の考察

必要となる授業時間(コマ)数が 316 コマに対し、授業実施可能時間(コマ)数は 354 コマと、授業実施可能時間(コマ)数が 38 コマ多い結果となりました。なお、今回のシミュレーションでは学年単位での授業を前提としましたが、少人数(1クラスや2クラス)の学年については、複数学年が同時に授業をすること等も可能と考えられるため、必要となる授業時間(コマ)数を縮小できる可能性があります。

参考)各小中学校・各学年の必要となる授業時間(コマ)数及び屋内プールの実施可能授業時間(コマ)数

■小学校必要コマ数

	計			1年			2年			3年			4年			5年			6年		
	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ
中央小	6	132	6	1	21	1	1	18	1	1	20	1	1	18	1	1	27	1	1	28	1
浜小	6	157	6	1	23	1	1	20	1	1	28	1	1	31	1	1	29	1	1	26	1
朝陽小	17	462	6	3	82	1	3	74	1	3	75	1	3	78	1	2	66	1	3	87	1
旭小	17	487	6	3	91	1	3	78	1	3	81	1	2	76	1	3	76	1	3	85	1
太田小	13	449	6	3	93	1	2	71	1	2	67	1	2	73	1	2	75	1	2	70	1
大宮小	18	543	6	3	77	1	3	91	1	3	95	1	3	88	1	3	103	1	3	89	1
八木北小	15	472	6	3	80	1	3	83	1	3	82	1	2	72	1	2	76	1	2	79	1
八木南小	13	463	6	2	65	1	3	83	1	2	75	1	2	71	1	2	87	1	2	82	1
光明小	21	670	10	4	118	2	3	105	1	3	104	1	4	112	2	4	119	2	3	112	2
常盤小	22	717	10	3	98	1	3	107	1	4	119	2	4	127	2	4	124	2	4	142	2
計	148	4552	**68**	26	748	11	25	730	10	25	746	11	24	746	12	24	782	12	24	800	12

■中学校必要コマ数

	1・2年計			1年			2年		
	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ	クラス	人数	コマ
光陽中	8	279	4	4	129	2	4	150	2
野村中	4	143	2	2	73	1	2	70	1
桜台中	12	467	6	6	237	3	6	230	3
土生中	8	286	4	4	145	2	4	141	2
久米田中	12	447	6	6	225	3	6	222	3
計	44	1622	**22**	22	809	11	22	813	11

■授業実施可能コマ数

	日数	×3コマ	コマ数
6月	5	15	15
7月	10	30	30
9月	19	57	57
10月	22	66	66
11月	20	60	60
12月	10	30	30
1月	13	39	39
2月	19	57	57
計	118	354	**354**

※4月、5月、8月、3月はなし

第4章　屋内プール整備構想

第１章から第３章を踏まえ、全天候型屋内プールの基本方針やコンセプト等を次のとおりとします。

1 基本方針

市民の心身の向上・健康増進の機会提供、学校水泳授業等の実施、市民の遊戯・レクリエーションの場の提供を目的として、年間を通じて安定的に、子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に水に親しみ、運動することができる、全天候型の屋内プールを整備します。

2 コンセプト

基本方針に基づき、次の5つのコンセプトのもと、全天候型屋内プールを整備します。

（1）誰もが利用できる施設

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮した施設とします。

（2）安心・安全に利用できる施設

監視が行き届く施設配置をはじめとして、利用者が安心かつ安全に利用できる施設とします。また、緊急時対応や監視・救護体制の構築など、運営面も含めて安心・安全な環境づくりに取り組みます。

（3）年間をとおして利用できる施設

天候に左右されず、年間をとおした市民の心身の向上・健康増進の機会の提供や遊戯・レクリエーションの場を提供する施設とします。

（4）学校教育等に対応できる施設

みんな泳げるプロジェクトの実現に向けて、小中学校の水泳授業や幼稚園等のプール活動・水遊びに対応した施設整備等に取り組みます。

（5）持続可能な施設

建設費用、維持管理コストの縮減や環境に配慮した施設とするなど、将来にわたって市民に利用してもらえる持続可能な施設とします。

年間を通じて**安定的**に**誰も**が
安心・安全に水に親しみ**運動**することができる

全天候型屋内プール

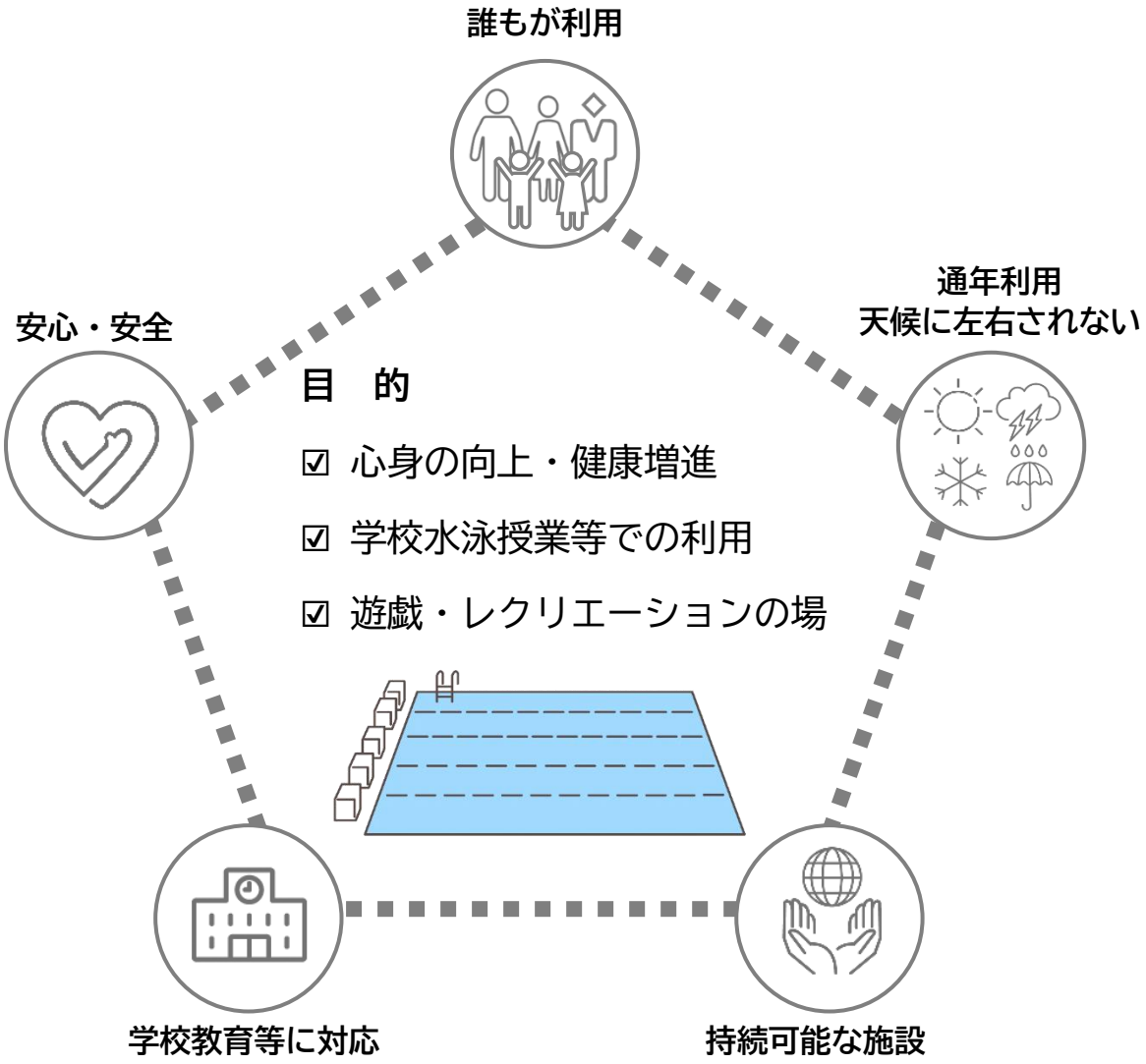

「みんな泳げるプロジェクト」の推進

児童・生徒が泳力を身につけ、水の事故から自分の命を守ることができるよう、専門的な水泳指導を外部に委託して実施する「みんな泳げるプロジェクト」を拡充し、泳力向上を図ります。

3 主な機能と規模

(1)メインプール

市民の一般利用や学校水泳授業等の利用を想定し、8レーン程度の25メートルプールを設置します。

(2)幼児用プール

幼児期から水に親しむ環境を提供するため、幼児や小学校低学年の子どもを対象とした、比較的水深が浅く、安全に利用できるプールを設置します。

(3)プールサイド

学校水泳授業における準備体操など、大人数での利用にも対応できるよう、その他諸室のスペースとあわせて十分な面積を確保します。

(4)駐車場、駐輪場

利用者の駐車場、駐輪場を確保するとともに、学校水泳授業の送迎のため大型バスが停車等できるスペースを確保します。

(5)その他

必要な諸室として、更衣室、シャワー室、トイレ、観覧スペース、ジャグジー・採暖室、共用スペース等の利用者用諸室や事務室、監視室、器具庫、機械室・電気室、受付等の管理者用諸室等が考えられます。

施設の規模は、これらの機能が備えられる大きさとし、建物面積(延床面積)は概ね 2,700～2,900㎡程度が適当と考えられます。

4 候補地

市民の利用や学校水泳授業等の実施を目的としている点を踏まえ、整備候補地に必要な条件を次のとおり整理しました。また、これらの条件を満たす場所として、市有地である中央公園のフィーエルヤッペン跡地と総合体育館の臨時駐車場（以下「中央公園フィーエルヤッペン跡地等」という。）（合計約7,000 ㎡）を整備候補地としました。

【整備候補地に求められる条件】

① 市民がアクセスしやすい場所
② 市内の学校園からアクセスしやすい場所
③ 学校園の送迎用大型バスの出入りが可能である場所
④ 駐車場用地を含め、十分な敷地面積が確保できる場所
⑤ 周辺施設の状況を踏まえ、市民の利便性の向上等の相乗効果が期待できる場所

整備候補地 概要

都市公園の名称	南部大阪都市計画公園「中央公園」（都市基幹公園・総合公園）
所在地	岸和田市西之内町及び小松里町地内
対象地面積	最大約 7,000 ㎡（都市計画公園全体面積約 25.80ha）
土地の現状	・対象地内にフィーエルヤッペン競技施設が残存 ・間口約 50m×奥行約 150m（いずれも最大値）
ライフライン（近接）	・上水道：VW100 ㎜、DIP150 ㎜（市道敷内） ・下水道：公共下水道管 VU200 ㎜（市道敷内）
その他	・市道「西之内小松里線」幅員 8.6m ・市道「区画整理中央 21 号線」幅員 5.6m ※本対象地を含む中央公園の接道状況の一部を示しています

【参考：小中学校からの移動時間等】

市内の小中学校のうち、中央公園のフィーエルヤッペン跡地等までの移動時間が最も長い小中学校は東葛城小学校となっており、バスで24分程度かかります。ただし、東葛城小学校は令和6（2024）年度時点で民間事業者に水泳授業を委託しています（委託先までの移動時間は14分程度）。

令和6（2024）年度時点で民間事業者に水泳授業を委託していない小中学校のうち、中央公園のフィーエルヤッペン跡地等までの移動時間が長い小中学校は、光明小学校、太田小学校、浜小学校の3つで、バスで 13～14 分程度です。

また、市内の小中学校の多くが中央公園のフィーエルヤッペン跡地等を中心として直線 5 ㎞圏内（バスで約 15 分圏内）に位置していることや国道26号線付近に立地していることから、中央公園のフィーエルヤッペン跡地等は、本市の小中学校の配置や道路ネットワークの状況を踏まえ、候補地として適していると言えます。

市内の小中学校と整備候補地の位置関係

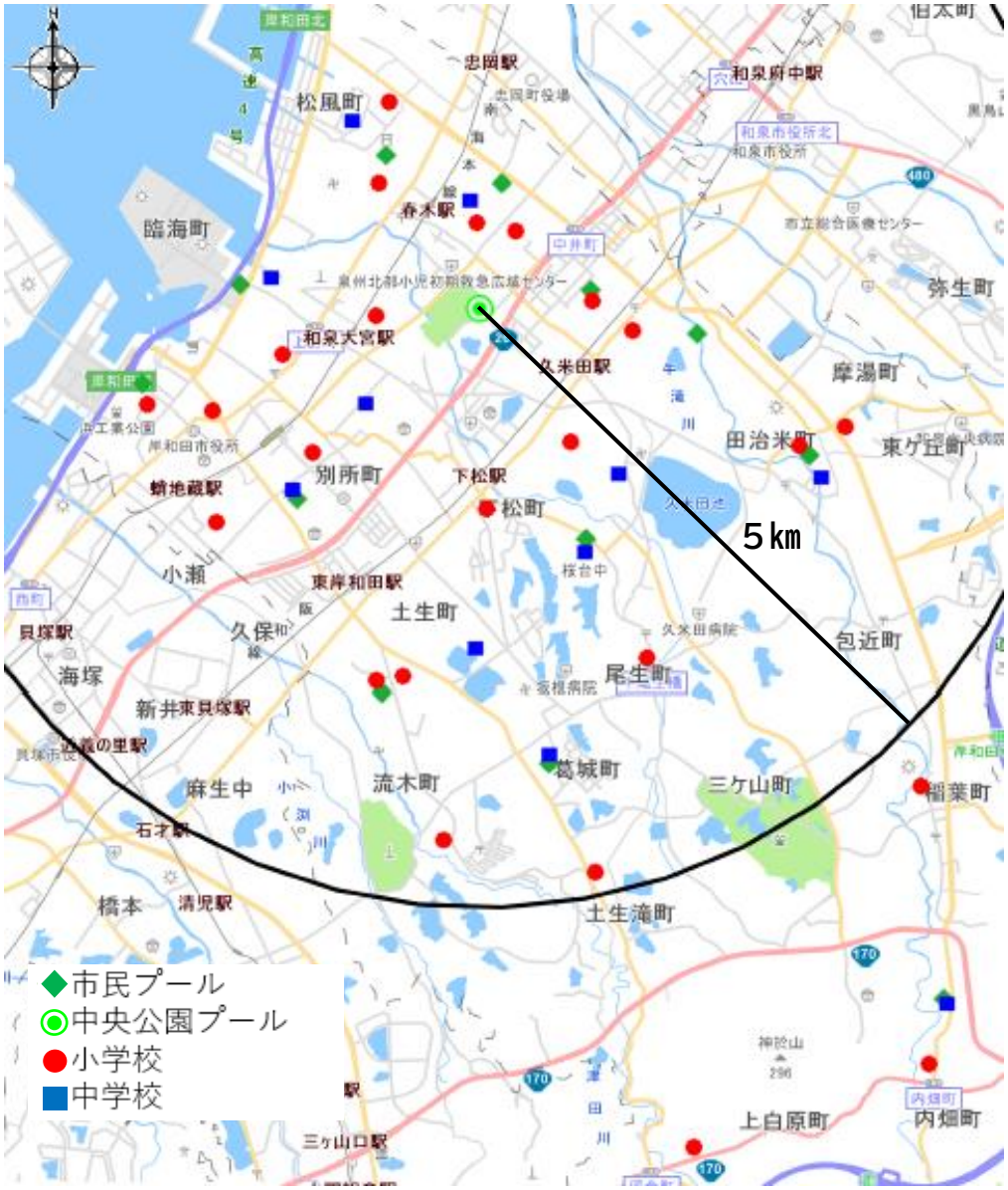

出所：岸和田市地図情報配信サービスから作成

第5章　屋内プールの整備に向けて

1 事業手法の比較

平成11(1999)年7月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」の制定以降、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用及び行政の効率化を目的として、民間事業者の資金、設計・建設・維持管理・運営等のノウハウ等を活用した公民連携手法の公共事業への導入事例が増えています。公民連携手法には様々なものがあり、各公共事業の特性や規模に応じて、適切な手法は異なります。

本章では、サウンディング型市場調査や先進自治体の事例調査等で得られた結果から、本市の屋内プール整備における適切な事業手法を検討します。

まず、調査結果を踏まえ、候補となる事業手法の概要を次のとおり示します。

(1)DBO方式

・「DBO(Design Build Operate)方式」は、市の資金調達により、施設の整備、維持管理・運営を一体的に施工会社及び維持管理・運営事業者に発注し、維持管理・運営会社の意見を採り入れながら施設を建設し、維持管理・運営業務はノウハウを有する維持管理・運営会社が行う事業手法です。

・民間事業者が維持管理・運営段階を見据えて、施設を整備することによって、民間事業者の持つノウハウや創意工夫が活用され、費用対効果の高い施設の整備や効率の良い維持管理・運営が期待できます。

・「DBO方式」では、設計・工事に係る契約と維持管理・運営業務委託契約に加え、落札グループと基本契約の締結が必要であり、事業全体で3つの契約を締結します。

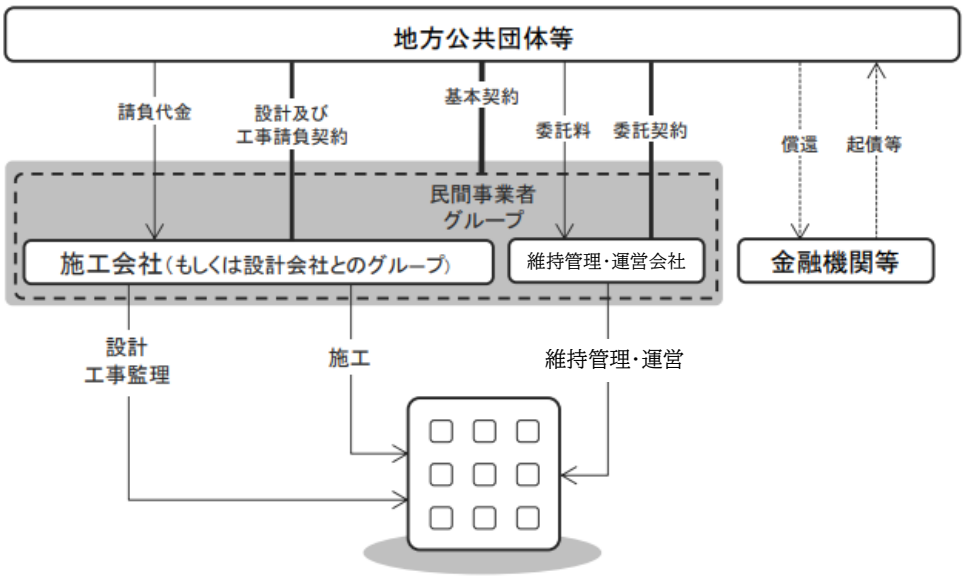

屋内プール
(市所有)

(2)PFI方式(BTO方式)

・「PFI(Private Finance Initiative)方式」とは、PFI法に基づき、一般的に民間事業者が金融機関等から資金調達を行い、「DBO方式」と同様に、施設の整備、維持管理・運営を一体的に設計会社、施工会社及び維持管理・運営会社に発注し、維持管理・運営会社の意見を採り入れながら施設を建設し、維持管理・運営はノウハウを有する維持管理・運営会社が行う事業手法です。

・DBO方式と同様に、民間事業者が維持管理・運営段階を見据えて、施設を整備することによって、民間事業者の持つノウハウや創意工夫が活用され、費用対効果の高い施設の整備や効率の良い維持管理・運営が期待できます。

・市は、施設の整備費及び運営費を、サービス購入料として民間事業者が施設を維持管理・運営する期間で割賦払いすることができ、財政負担を平準化することができます。

・「PFI方式」の場合、設計会社、施工会社及び維持管理・運営会社等が自ら出資を行い、施設整備・維持管理・運営業務を行うSPC※を設立し、このSPCと市の間で、施設整備業務及び維持管理・運営業務等を含む事業契約を締結するのが一般的です。

・PFI 方式は、施設所有権の移転のタイミング等によりいくつかの方式に分類されます。そのうち、BTO方式は「Build Transfer Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、完成直後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式です。

※　SPCとは Special Purpose Company(特別目的会社)の略で、特定の事業を遂行することのみを目的として設立する会社です。

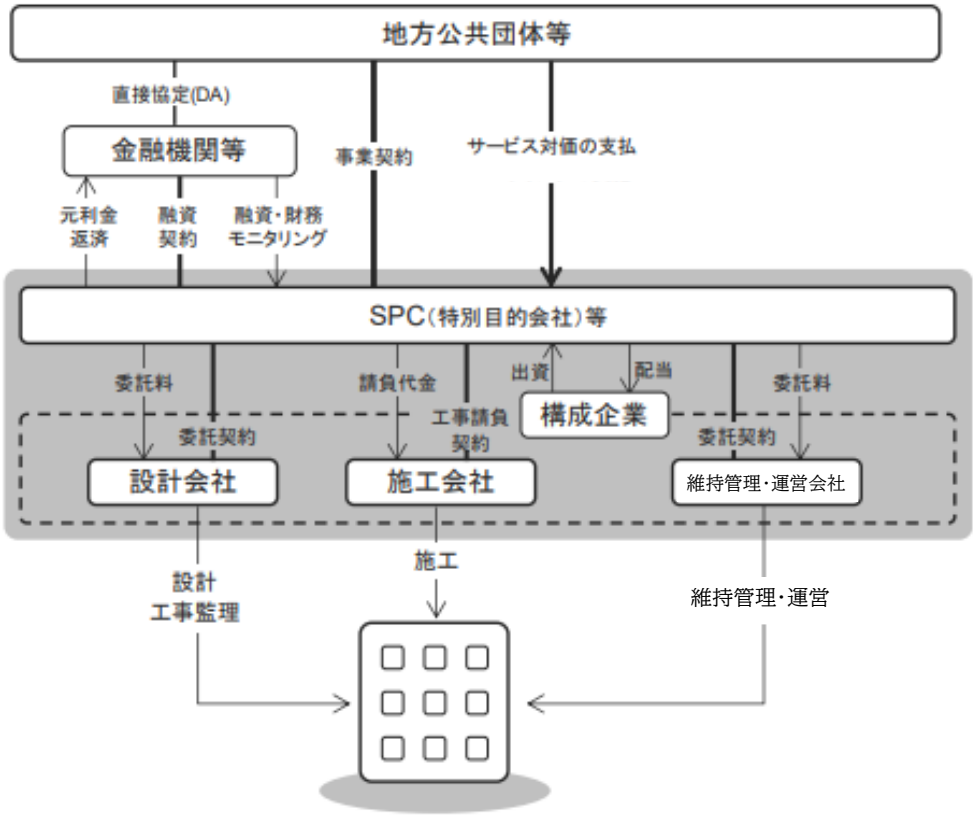

屋内プール
（市所有）

(3)リース方式(賃貸借方式)

・リース方式(賃貸借方式)とは、民間事業者が金融機関等から資金調達を行い、施設の整備、維持管理・運営を一体的に設計会社、施工会社及び維持管理・運営会社に発注し、維持管理・運営会社の意見を採り入れながら施設を建設し、維持管理・運営業務はノウハウを有する維持管理・運営会社が行う事業手法です。

・DBO方式やPFI方式(BTO方式)と同様に、民間事業者が維持管理・運営段階を見据えて、施設を整備することによって、民間事業者の持つノウハウや創意工夫が活用され、費用対効果の高い施設の整備や効率の良い維持管理・運営が期待できます。

・市は、施設の整備費をリース料として民間事業者が施設を維持管理・運営する期間で割賦払いすることができ、財政負担を平準化することができます。

・DBO方式やPFI方式(BTO方式)と異なり、施設の完成後、落札グループのリース企業に所有権が移転し、市は当該企業とリース契約を締結して施設を使用します。維持管理・運営に関しては、落札グループに属する企業と維持管理運営業務委託を締結するのが一般的です。また、これらに加え、落札グループと基本契約の締結が必要です。

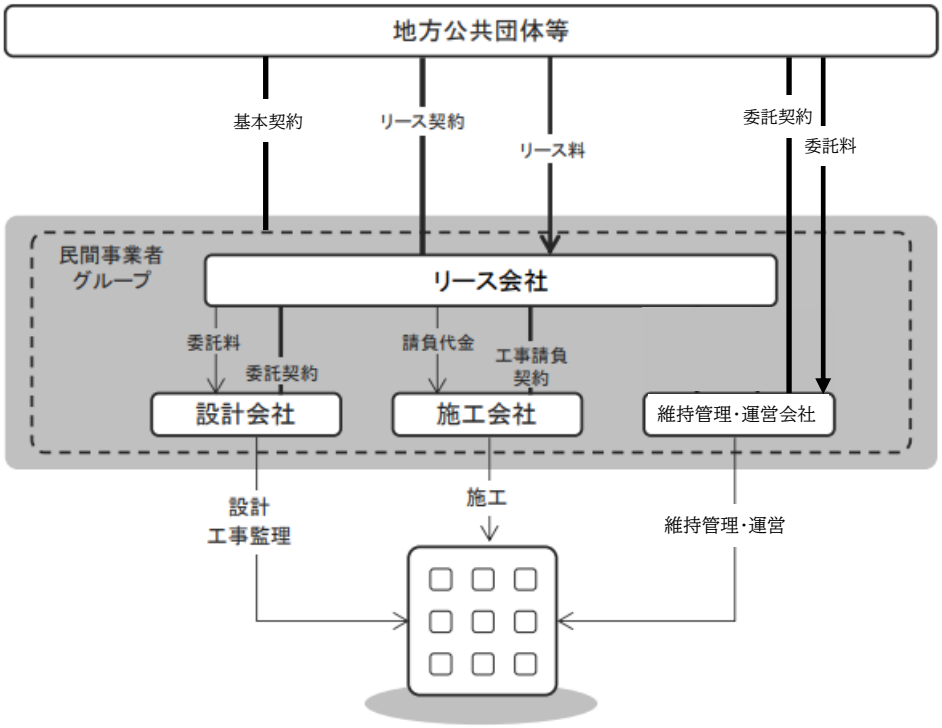

屋内プール
(民間所有)

次に、候補となる事業手法のメリット・デメリットを比較した結果を次ページにおいて一覧表で整理します。なお、一覧表には、従来の公共事業の発注方式との違いを明確にするため、市が公共施設の整備や維持管理・運営において従来採用してきた事業手法である「公設民営方式※」も加えています。

※公設民営方式
市が資金調達を行い、施設の設計、建設をそれぞれ民間事業者に委託し、施設を整備したうえで、施設の維持管理・運営については、地方自治法に規定される指定管理者制度を活用し、「指定」を受けた者に公の施設の管理を委託する方式。

事業手法一覧表

項目	公設民営方式	DBO方式	PFI（BTO）方式	リース方式（賃貸借方式）
発注方式	分割発注	一括発注	一括発注	一括発注
施設所有権	公共	公共	公共	民間
民間活力	管理運営面のみ民間活力の効果を期待できる	建設・管理運営の両面において民間活力の効果を期待できる	建設・管理運営の両面において民間活力の効果を期待できる	建設・管理運営の両面において民間活力の効果を期待できる
施設整備企業と維持管理運営企業の連携	連携なし	基本協定に基づく協力体制を期待することができる	SPCの設置により窓口が一本化されているため、確実な協力体制を期待することができる	基本協定に基づく協力体制を期待することができる
事業スケジュール	－	民間事業者の選定までに時間を要するが、事業者選定後は一括発注により迅速に建設を進めることができるため、公設民営方式と比較して大差はないと考えられる。	民間事業者の選定までに時間を要するが、事業者選定後は一括発注により迅速に建設を進めることができる。しかし、他の事業手法には無い、SPCの設立期間等が必要となるため、公設民営方式と比較して事業期間を要する。	民間事業者の選定までに時間を要するが、事業者選定後は一括発注により迅速に建設を進めることができるため、公設民営方式と比較して大差はないと考えられる。
支払い方法				
施設整備費	引き渡し時に一括払い	引き渡し時に一括払い	引き渡し時に部分払い ＋ 事業期間にわたり割賦払い	事業期間にわたり割賦払い（リース料）
維持管理運営費	事業期間にわたり支払い	事業期間にわたり支払い	事業期間にわたり支払い	事業期間にわたり支払い
財政負担	■市が資金調達するため、（民間による資金調達と比較して）金利負担が小さい ■国庫補助金や起債※1の活用により、施設整備費に係る財政負担の抑制が可能 ■施設整備費は一括払いであるものの、起債の活用により財政負担の平準化が可能	■市が資金調達するため、（民間による資金調達と比較して）金利負担が小さい ■建設業者と維持管理運営業者に一括発注することで、効率的な建設・運営が期待できる ■国庫補助金や起債※1の活用により、施設整備費に係る財政負担の抑制が可能 ■施設整備費は一括払いであるものの、起債の活用により財政負担を平準化することができる	■民間資金を活用するため、（市が起債により資金調達する場合と比較して）金利負担が大きい ■建設業者と維持管理運営業者に一括発注することで、効率的な建設・運営が期待できる ■国庫補助金等の活用により、施設整備費に係る財政負担の抑制が可能 ■SPCの設立や管理に係る費用など、他の事業手法では不要な追加費用がかかる ■割賦払いにより財政負担を平準化することができる	■民間資金を活用するため、（市が起債により資金調達する場合と比較して）金利負担が大きい ■建設業者と維持管理運営業者に一括発注することで、効率的な建設・運営が期待できる ■割賦払いにより財政負担を平準化することができる
	－	VFM※2 6.37%	VFM※2 -3.59%	VFM※2 -2.52%

※1 国庫補助金等や起債
本事業において活用できる可能性が高い国庫補助金等として学校施設環境改善交付金が挙げられます（算定割合 1/3、上限額有り）。また、起債として公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業） が挙げられます（充当率：90%、交付税措置：元利償還金の 50%を後年度の交付税算定における基準財政需要額に算入）。

※2 VFM
VFMは「Value For Money」の略で、公共事業の従来方式と比較した場合の各手法の財政負担額の削減率を指します。各手法の年度ごとの支出・収入の額をそれぞれ計算し、現在価値化することで算出します。
本事業においては、維持管理・運営の期間を 15 年と設定し、公設民営方式と比較した場合の削減率を VFM として算出しています。なお、算定にあたっては、国土交通省の「VFM 簡易算定モデルマニュアル」と内閣府の「PPP/PFI 手法導入優先的検討規定策定の手引き」、サウンディング型市場調査の結果等を参考にしています。

2 事業手法の選定

公設民営方式と比較すると、DBO方式、PFI(BTO)方式、リース方式(賃貸借方式)ともに、一括発注による建設・管理運営の両面における民間活力の効果を期待できます。

一方で、財政負担等については、PFI(BTO)方式、リース方式(賃貸借方式)よりDBO方式が有利であると考えられます。その理由は、民間事業者が資金調達するPFI(BTO)方式等と比べ、市が資金調達する DBO 方式のほうが金利負担が小さく、コスト削減が見込まれるためです。加えて、PFI(BTO)方式の場合は、SPC の設立や管理に係る費用など他の事業手法には無い追加コストが発生します。さらに、DBO 方式の場合、国庫補助金や起債の活用が可能となり、施設整備費に係る財政負担の抑制が可能となります。

また、事業スケジュールを比較すると、SPC の設立期間が必要となる PFI(BTO)方式が他の方式と比べて事業期間を要すると考えられます。

以上を踏まえ、屋内プールの整備については、民間活力の効果が期待でき、財政面でも有利な DBO 方式を前提として、今後の検討を進めていきます。

3 今後の事業スケジュール

基本構想を踏まえ、屋内プールの整備を具体化するための検討を更に進め、令和 10(2028)年度中の供用開始をめざします。具体的なスケジュール案は次のとおりです。

令和6・7 (2024・2025) 年度	●屋内プール整備基本計画策定 ●岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画(市民プール編)策定 ●屋内プール整備に向けた事業者の公募の実施
令和8・9 (2026・2027) 年度	●設計・工事
令和 10(2028) 年度	●屋内プールの供用開始 (供用開始に伴い、既存の市民プール等は廃止)

岸和田市屋内プール整備基本構想
（令和６（2024）年８月策定）
岸和田市教育委員会　生涯学習部スポーツ振興課
岸和田市　建設部水とみどり課
〒596-8510　大阪府岸和田市岸城町７番１号
Tel:072-423-2121(代表)